

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	亀岳小地区 <small>(白崎、白崎東部、白崎中部、白崎北部、唐ノ浦、辻、下岳東部、下河内、浜河内、村河内、中ノ島、喰場、鵜淵、明喜田、上岳、山中、亀浦、小干、宮浦、小宮浦、塩屋越、東部、中部、西部)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

果樹の基盤整備地区である白崎地区や水稻の基盤整備地区である下岳地域資源保全組合地区が対象地域に含まれており、市内でも大規模な農業地帯である。地域内では約50%が既に荒廃地となっており、農地維持が喫緊の課題となっている。一部地域においては農地に必要な水源が乏しい状態となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備地区の担い手を中心とした耕作地の拡大や、新たな基盤整備に向けた候補地選定、下岳地区の中規模的な整備実施に向けた話し合いの継続など、基盤整備を核とした農地の集約で条件不利地を解消し、農地の再生につなげていく。

川山地区においては、肉用牛などの畜産業も盛んであるため、環境対策に配慮し、今後も維持していく必要がある。

温暖で霜が降りない地帯については、いちごの適地であるが、後継者が少ないため担い手が不足している。一方、移住者が多い地域でもあることから、移住対策と連携した取り組みなども今後は検討の余地がある。水田地帯だが作付けしていない地域については、畑作への転換についても検討が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	143.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	143.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備されている樹園地中心の白崎地区や水田中心の下岳地区等は農地の集積等ができていることから維持に努める。将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
大型の基盤整備地域以外の農地の貸借についても、今後は農地中間機構を活用した上で集積を図りながら、集約化の検討を進めていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へ機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下岳地区においては畑地や樹園地の中規模程度の整備に取り組むための話し合いを継続して行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や農業委員会、市公社やJA等の関係機関と連携し、就農希望者や地域内外の経営体の受け入れなど、多様な経営体の確保や育成に取り組む。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
 ⑩肥培管理はもとより干害、高温害等の被害防止のためにも、水資源整備に取り組んでいく。